健康福祉委員会　案件一覧

（令和８年６月 18・19 日開催分）

○付託議案審査　３件

部局	上程順（案）	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	第 62 号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例	16	塚本　介護サービス推進担当課長
福祉部	2	第 63 号議案 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例について	17	塚本　介護サービス推進担当課長
議員提出議案	3	議員提出第１号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例	／	すがや　委員

○補正予算案の説明　１件

部局	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
健康政策部	補正予算（案）について ・一般会計（第２次）補正予算（案）	18	小西　健康医療政策課長

○所管事務報告　５件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	最高裁判決に伴う保護費の追加支給について	19	富永　自立支援促進担当課長
健康政策部	2	軽症者救護所の新規開設について	20	伊藤　災害・地域医療担当課長
健康政策部	3	令和８年度大田区災害時医療フォーラムの開催について	21	伊藤　災害・地域医療担当課長
健康政策部	5	麻しん抗体検査・予防接種費用助成事業の開始について	22	石川　感染症対策課長
健康政策部	4	大田区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	23	石川　感染症対策課長

健康福祉委員会
令和８年６月 18・19 日
福祉部　資料 16 番
所管　介護保険課

第 62 号議案　大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例

１　対象とする条例

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和 62 年条例第 34 号）

２　制定理由

大田区立特別養護老人ホーム蒲田の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この条例を制定する。

３　条例内容

別紙のとおり

４　施行年月日

令和８年 10 月１日

大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和 62 年条例第 34 号）に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田は、令和８年10 月１日から令和10 年８月31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和８年 10 月１日から施行する。

（提案理由）

大田区立特別養護老人ホーム蒲田の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

健康福祉委員会 令和８年６月 18・19 日
福祉部　資料 17 番
所管　介護保険課

第 63 号議案　大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

1　対象とする条例

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和 62 年条例第 35 号）

2　改正理由

大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの一時移転及び大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターの移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

3　改正内容及び施行年月日

別表第１の改正規定（大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターの項に係る部分に限る。）は令和８年７月１日から、同表の改正規定（大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの項に係る部分に限る。）は同年９月２日から施行する。

4　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>○大田区立高齢者在宅サービスセンター条例
昭和 62 年９月 25 日
条例第 35 号
第１条から第９条まで　（略）
別表第１（第１条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区西糀谷二丁目 12 番１号</td></tr><tr><td>大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区西糀谷二丁目 12 番１号</td></tr><tr><td>大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区下丸子四丁目 25 番１号</td></tr><tr><td>大田区立矢口高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区新蒲田二丁目 12 番 18 号</td></tr><tr><td>大田区立たまがわ高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区下丸子四丁目 23 番１号</td></tr></table></td><td>○大田区立高齢者在宅サービスセンター条例
昭和 62 年９月 25 日
条例第 35 号
第１条から第９条まで　（略）
別表第１（第１条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区蒲田二丁目８番８号</td></tr><tr><td>大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区蒲田二丁目８番８号</td></tr><tr><td>大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区下丸子四丁目 25 番１号</td></tr><tr><td>大田区立矢口高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区新蒲田二丁目 12 番 18 号</td></tr><tr><td>大田区立たまがわ高齢者在宅サービスセンター</td><td>大田区下丸子四丁目 23 番１号</td></tr></table></td></tr>
</table>

新	旧
別表第２（第５条関係）　　（略） 付　則 別表第１の改正規定（大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターの項に係る部分に限る。）は令和８年７月１日から、同表の改正規定（大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの項に係る部分に限る。）は同年９月２日から施行する。	別表第２（第５条関係）　　（略）

健康福祉委員会
令和8年6月18･19日
健康政策部 資料18番
所管　健康医療政策課

令和８年度　健康政策部　一般会計（第２次）補正予算（案）

【歳出】 一般会計

単位：千円

	款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
1	衛生費 保健衛生費 感染症予防費	予防接種	3,417,611	48,416	3,466,027	麻しん抗体検査助成事業及び麻しん予防接種費用助成事業に係る経費（新規事業）	感染症対策課

【歳入】 一般会計

単位：千円

	款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
2	国庫支出金 国庫補助金 衛生費補助金	保健事業費等	32,746	13,588	46,334	麻しん抗体検査助成事業の開始に伴う補助金。	感染症対策課
3	都支出金 都補助金 衛生費補助金	保健医療政策区市町村包括補助事業	130,367	10,431	140,798	麻しん予防接種費用助成事業の開始に伴う補助金。	健康医療政策課

健 康 福 祉 委 員 会 令和８年６月 18・19 日
福祉部　資料 19 番
所管　蒲田生活福祉課

最高裁判決に伴う保護費の追加支給について

令和７年６月の最高裁判決に伴う保護費の追加支給について、以下のとおり実施する。

１　支給対象世帯

（１）平成 25 年８月から平成 30 年９月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯

（２）（１）のほか、平成 30 年 10 月から令和８年３月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や毎年 12 月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯

（３）保護廃止世帯のうち、上記（１）、（２）の条件に当てはまる世帯

２　支給金額

各世帯の受給期間、加算の有無、年齢等により異なる。

３　支給方法

受給中世帯はプッシュ型

廃止世帯申出制

４　支給時期

受給中世帯は、７月から順次支給開始

廃止世帯は、国が申出受付時期を統一で示した時期以降

５　周知方法

区ホームページ、大田区報への掲載を予定（国が示す時期確定後）

受給中世帯には、地区担当員が個別に説明

健康福祉委員会
令和８年６月 18・19 日
健康政策部　資料 20 番
所管　健康医療政策課

軽症者救護所の新規開設について

１　開設理由

令和８年４月 30 日に渡辺病院が病院から診療所へ転換したことに伴い、同日付けで緊急医療救護所の指定を解除した。

災害時の緊急時医療体制を補うため、新たに軽症者を中心に治療ができる軽症者救護所を開設する。

２　開設基準

区内に震度６弱以上の地震が発生した際、区が医師会等と協力し開設する。

３　開設場所

萩中集会所（萩中三丁目 25 番８号）

４　開設日

令和８年７月 31 日（予定）

［図：緊急医療救護所・軽症者救護所 配置図］

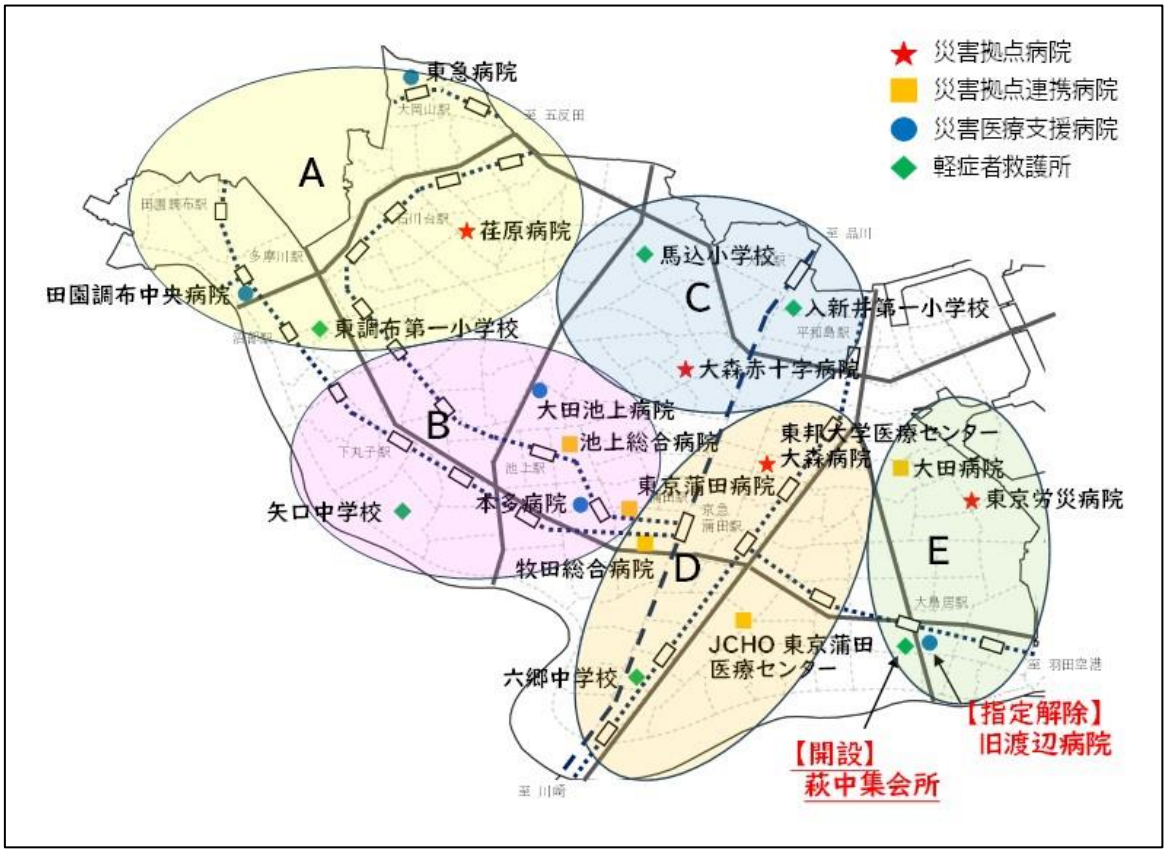

参　考　災害時医療体制

区内で震度６弱以上の地震が発生した際、発災から概ね 72 時間までの間、下表の各病院には、緊急医療救護所※１を開設し、下表の各小中学校には、軽症者救護所※２を開設する。

※１緊急医療救護所・・・病院の門前等に開設し、医師会等と協力してトリアージや軽症者の救護を行う。

※２軽症者救護所・・・・付近に病院が少ない地域に軽症者の救護を目的に医師会等と協力して下表６か所の学校等に開設する。

グループ	開設施設	種別
A	★荏原病院	災害拠点病院
	●田園調布中央病院	災害医療支援病院
	●東急病院	災害医療支援病院
	◆東調布第一小学校	軽症者救護所
B	■池上総合病院	災害拠点連携病院
	■東京蒲田病院	災害拠点連携病院
	●大田池上病院	災害医療支援病院
	●本多病院	災害医療支援病院
	◆矢口中学校	軽症者救護所
C	★大森赤十字病院	災害拠点病院
	◆馬込小学校	軽症者救護所
	◆入新井第一小学校	軽症者救護所
D	★東邦大学医療センター大森病院	災害拠点病院
	■ＪＣＨＯ東京蒲田医療センター	災害拠点連携病院
	■牧田総合病院	災害拠点連携病院
	◆六郷中学校	軽症者救護所
E	★東京労災病院	災害拠点病院
	■大田病院	災害拠点連携病院
	◆萩中集会所	軽症者救護所

災害時の各病院の役割

★　災害拠点病院・・・・・主に重症者の収容、治療を行う都が指定する病院

■　災害拠点連携病院・・・主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容、治療を行う都が指定する病院

●　災害医療支援病院・・・主に専門医療、慢性疾患への対応、大田区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院

健 康 福 祉 委 員 会
令和８年６月 18・19 日
健康政策部　資料 21 番
所管　健康医療政策課

令和８年度大田区災害時医療フォーラムの開催について

１　大田区災害時医療フォーラムの目的

（１）区民に区の災害時医療体制を周知すること

（２）災害時又は災害時医療に関連した講演等を行い、区民及び医療関係者の防災意識の向上をはかること

２　令和８年度のテーマ「能登半島地震の教えー医療と福祉の視点からー」

令和６年１月１日午後４時 10 分、能登地方で発生した最大震度７の地震は、奥能登を中心に甚大かつ広範囲な被害をもたらした。現地での赤十字の活動・福祉対応の課題など、この地震の経験や教訓から学び、大田区としてどのような準備をすべきか参加者の皆様とともに考える。

３　日時

令和８年９月 12 日（土）　14 時 30 分から 17 時まで

４　会場

大田文化の森　ホール（定員 100 名）

５　内容

司会　松本　賢芳　氏

（大田区災害医療コーディネーター、大田病院　脳神経外科　医師）

（１）「大田区の災害時医療体制について」

大田区健康政策部 災害・地域医療担当課長

（２）「地震！家族が！その時、あなたはどうする？」（仮題）

中上　亮　氏　　（東京消防庁　蒲田消防署　警防課　救急係）

（３）「能登半島地震の全体像」（仮題）

小井土　雄一　氏（国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 ＤＭＡＴ事務局 ＤＭＡＴ事務局長）

（４）「能登半島地震の教え―福祉支援の視点からー」（仮題）

是枝　大輔　氏　（京都大学大学院医学研究科附属ヘルスセキュリティセンター 健康危機管理多分野連携学）

（５）「現地での赤十字の活動紹介、今後の課題」（仮題）

田口　茂正　氏　（さいたま赤十字病院 高度救命救急センター長 院長補佐 第一救急部長 兼 集中治療部長）

６　その他

（１）広報は、区報、ホームページ、Ｘ、チラシ等により実施

（２）本委員会終了後、チラシをホームページに公開（電話受付は８月３日（月）から、電子申請は８月１日（土）から開始）

（３）講演会の様子を撮影し、後日、大田区チャンネルにて動画配信を予定する。

健康福祉委員会 令和８年６月 18・19 日
健康政策部　資料 22番
所管　感染症対策課

麻しん抗体検査・予防接種費用助成事業の開始について

１　概要

重症になりやすく、感染力が極めて高い麻しん（はしか）が、令和２年（2020 年）以降最多となるペースで国内感染拡大している。り患者の多くが 19 歳以上の者であることから、早期に感染予防対策の実施が必要となるため、以下助成事業の開始を予定している。

２　新規開始事業（概要）

（１）麻しん抗体検査助成事業

ア　対 象 者

①19 歳以上で大田区に住民登録がある

②昭和 47 年（1972 年）10 月１日以降に生まれた人

③明らかに麻しんの予防接種歴（２回）がないまたは不明

④過去に麻しんのり患歴がない又は不明

イ　検査費用　自己負担なし（全額公費負担）

ウ　助成回数　１回

エ　開始時期　準備ができ次第開始

オ　受検方法　契約医療機関で個別に検査する

（２）麻しん予防接種費用助成事業

ア　対 象 者

①19 歳以上で大田区に住民登録がある

②昭和 47 年（1972 年）10 月１日以降に生まれた人

③抗体検査または妊婦健診の結果、EIA 法：EIA 価１：16.0 未満または、
PA 法：１：128 以下と判明した人

④明らかに麻しんの予防接種歴（２回）がないまたは不明

⑤過去に麻しんのり患歴がない又は不明

イ　助 成 額　MR ワクチン接種：6,000 円助成、麻しん単抗原接種：4,400 円助成
（差額を医療機関窓口で支払い）

ウ　助成回数　１回

エ　開始時期　準備ができ次第開始

オ　接種方法　契約医療機関で個別に接種する

健康福祉委員会 令和８年６月 18・19 日
健康政策部　資料 23 番
所管　感染症対策課

大田区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

１　改定の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、国と東京都の行動計画の改定を受けて、大田区新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

２　改定作業の経過

令和７年

11 月 20 日　第１回有識者会議を開催

令和８年

１月　東京都の内容確認（１回目）

１月 26 日から２月 13 日　パブリックコメントを実施（意見１件）

３月　東京都の内容確認（２回目）

４月 22 日　パブリックコメント実施結果を区ホームページに掲載

５月 15 日　第２回有識者会議を開催

３　計画（案）

（１）概要版　　別紙１のとおり

（２）計画（案）　別紙２のとおり

４　今後の予定

７月に区ホームページで公表

大田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定版）の概要

健康福祉委員会
令和８年６月 18・19 日
健康政策部　資料 23 番（別紙１）
所管　感染症対策課

改定のポイント

（１）平成 26 年に策定した計画の抜本的改定
（２）新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定
（３）対策項目の取組を準備期・初動期・対応期に分け、準備期の取組を充実
（４）対策項目を 13 項目に拡充し、内容を充実

大田区独自の取組

（１）医師会等との関係機関と情報共有の場の設定
（２）羽田空港の連絡会参加による連携の強化

計画の基本的な考え方

対策の目的

（１）感染拡大を抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
（２）区民の生活及び経済活動への影響を最小限にとどめる。

対策を推進するための役割分担

国：全国的な感染症対策の枠組みを提供する。（政策策定、法律整備、情報提供、資源配分、国際協力等）
都：適切な医療体制や住民の生活安定を確保する。（医療体制の整備、支援体制の構築等）
区：住民に最も近い行政団体として対策を推進する。（情報提供、住民支援、地域との連携等）

各対策項目の考え方及び取組

※主な内容を掲載、 新 は改定に伴う新規項目

	対策項目	準備期（発生前の段階）	初動期（感染症発生の段階）	対応期（封じ込めを念頭に対応する段階以降）
	1　実施体制	各部局の役割整理、訓練の実施、関係機関との連携体制の構築	区対策本部を設置し、総合的・効率的な対策を迅速に実施	対策の実施体制を柔軟に見直し、柔軟かつ機動的な対策の実施
	2　情報収集・分析	定期的な情報収集・分析、情報の整理や把握する手段の確保	国等が行う新たな感染症のリスク評価を踏まえ、有事体制に移行	国等と連携し、リスク評価の結果に基づく対策の実施
	3　サーベイランス	感染症発生動向調査等の平時におけるサーベイランスの実施	平時のサーベイランスを継続しつつ、有事のサーベイランスを開始	有事のサーベイランスを実施し、区民等へ情報を提供
	4　情報提供・共有、リスクコミュニケーション	区民等への情報提供・共有方法を整理	区民等へ科学的根拠等に基づいた情報を提供し、適切な判断・行動を促進	区民等へ感染状況や対策の進捗に関する最新情報を定期的に提供
新	5　水際対策	東京検疫所等の訓練への参加や情報共有による連携・協力	国の方針を踏まえ、東京検疫所等と連携・協力した対応の実施	引き続き、東京検疫所等と連携・協力した対応の実施
	6　まん延防止	区民等へ基本的な感染対策の普及	区内でのまん延防止対策を準備	都の方針を踏まえ、区民等へまん延防止の対策を要請
新	7　ワクチン	区医師会、医療機関等の関係機関と連携し、人材、会場、資材等の接種体制の構築に必要な準備の実施	国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者の確保等の接種体制を構築	国の方針を踏まえ、区民等へ必要な情報（接種スケジュール、有効性・安全性・副反応等）を提供し、ワクチンを接種
	8　医療	患者の移送に関する体制の整備、研修や訓練の実施	医療提供体制の確保、区民等からの相談に対応するコールセンターの整備	医療提供体制及びコールセンターの強化
新	9　治療薬・治療法	国が実施する研究開発等に必要に応じて協力	国等から共有された治療薬・治療法に関する情報を医療機関等へ提供	国等から共有された治療薬・治療法に関する情報を医療機関及び区民等へ提供
新	10　検査	検査物資の備蓄、検査従事者の研修の実施	東京都健康安全研究センター等と連携した適切な検査の実施	状況に応じて、検査体制の拡充や検査体制の見直しの実施
新	11　保健	情報収集体制や人員体制の構築、研修・訓練の実施	国の要請を踏まえ、人員確保等の感染症有事体制への移行を準備	感染症有事体制の確立、感染状況に応じた対応の実施
新	12　物資	必要な感染症対策物資等を備蓄状況を定期的に確認	必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認	感染症対策物資等の使用状況を確認し、在庫を調整
	13　区民の生活及び経済活動の安定確保	区民等へ生活必需品等の備蓄等、必要な準備の勧奨	区民等への感染防止策や事業者へのテレワークや時差出勤等の勧奨	影響を受けた区民や企業に対する持続的な支援の実施

健 康 福 祉 委 員 会 令和８年６月 18・19 日
健康政策部　資料 23 番（別紙２）
所管　感染症対策課

大田区新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年６月改定（案）

目　次

はじめに …… 1

第１部　基本的な考え方 …… 3
第１章　計画の基本的な考え方 …… 3
第２章　対策の目的等 …… 5
第１節　対策の目的 …… 5
第２節　対策実施上の留意点 …… 7
第３節　対策推進のための役割分担 …… 11
第３章　発生段階の考え方 …… 21
第４章　対策項目 …… 23

第２部　各対策項目の考え方及び取組 …… 28
第１章　実施体制 …… 28
第１節　準備期 …… 28
第２節　初動期 …… 30
第３節　対応期 …… 31
第２章　情報収集・分析 …… 33
第１節　準備期 …… 33
第２節　初動期 …… 34
第３節　対応期 …… 35
第３章　サーベイランス …… 36
第１節　準備期 …… 36
第２節　初動期 …… 38
第３節　対応期 …… 39
第４章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション …… 40
第１節　準備期 …… 40
第２節　初動期 …… 43
第３節　対応期 …… 45
第５章　水際対策 …… 48
第１節　準備期 …… 48
第２節　初動期 …… 49
第３節　対応期 …… 50
第６章　まん延防止 …… 51
第１節　準備期 …… 51

第２節　初動期 …… 52
第３節　対応期 …… 53

第７章　ワクチン …… 60
第１節　準備期 …… 60
第２節　初動期 …… 62
第３節　対応期 …… 63
第８章　医療 …… 67
第１節　準備期 …… 67
第２節　初動期 …… 69
第３節　対応期 …… 70
第９章　治療薬・治療法 …… 72
第１節　準備期 …… 72
第２節　初動期 …… 73
第３節　対応期 …… 74
第１０章　検査 …… 75
第１節　準備期 …… 75
第２節　初動期 …… 77
第３節　対応期 …… 78
第１１章　保健 …… 80
第１節　準備期 …… 80
第２節　初動期 …… 85
第３節　対応期 …… 87
第１２章　物資 …… 93
第１節　準備期 …… 93
第２節　初動期 …… 94
第３節　対応期 …… 95
第１３章　区民の生活及び経済活動の安定確保 …… 96
第１節　準備期 …… 96
第２節　初動期 …… 98
第３節　対応期 …… 100

用語集 …… 103

はじめに

【大田区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和２（2020）年１月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）[1]（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曽有の感染症危機において、大田区（以下「区」という。）は、令和２（2020）年２月に大田区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全部局を挙げてまん延防止対策に取り組んだ。

今般の大田区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症に対応していくことを目的としている。

区行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

区では、平成 25（2013）年４月に施行された特措法に伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が策定されたことを踏まえ、特措法第８条に基づき、平成 26（2014）年 10 月に区行動計画を策定した。

今般、令和 6（2024）年７月に政府行動計画、令和７（2025）年５月に都行動計画が抜本改定となったことを受け、区においても、区行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等[2]だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、全体を３期（準備期、初動期及び対応期）に分け、記載している。

---

[1] 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2（2020）年１月に、中華人民共和国から世界保健機関（ＷＨＯ）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

[2] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第４号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目も含め、対策項目をこれまでの 8 項目から政府行動計画及び都行動計画に合わせた 13 項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が中長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波へ対応することを想定し、状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、区の初動対応についても区行動計画において明らかにする。

第１部　基本的な考え方

第１章　計画の基本的な考え方

１　根拠

区行動計画は、特措法第８条の規定に基づき策定する計画である。
なお、区行動計画は、予防計画[3]との整合性の確保を図っている[4]。

<行動計画と関連計画との関係>

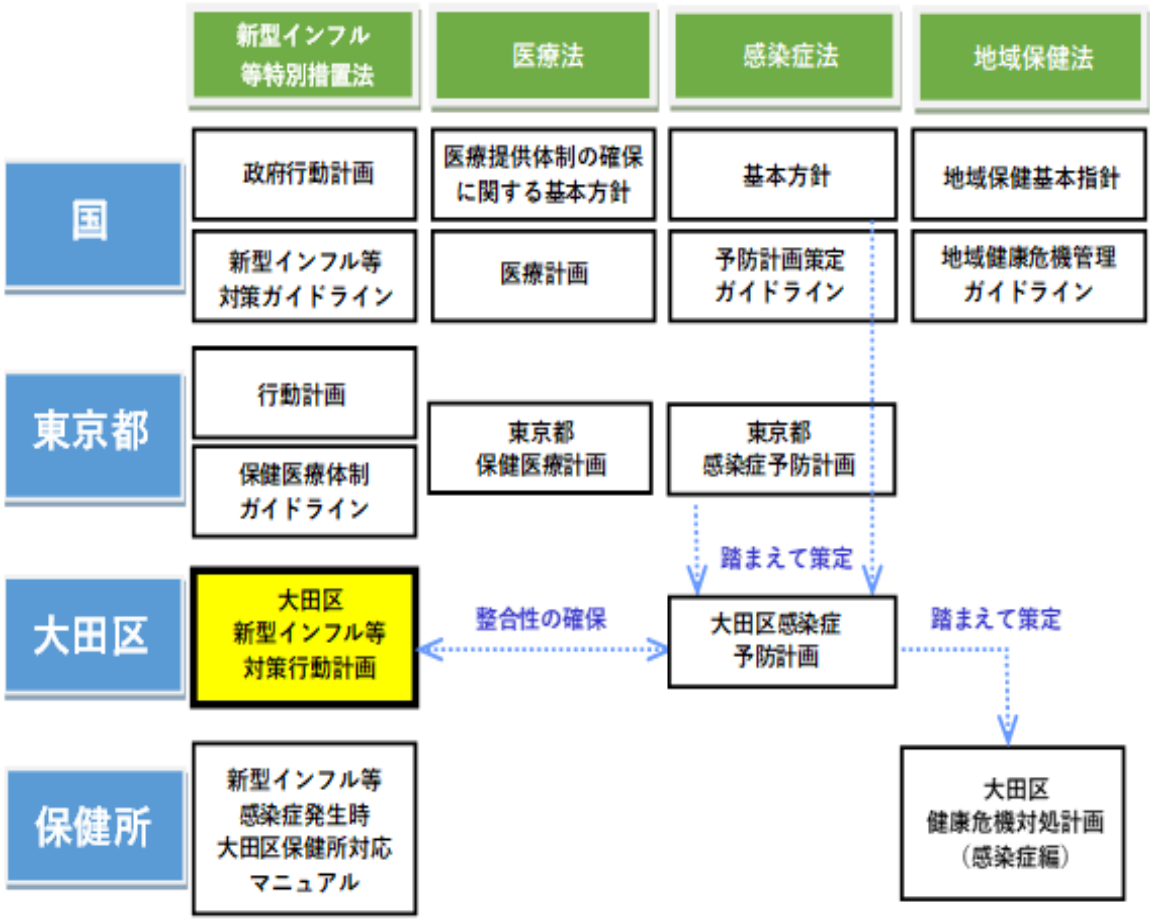

[3] 感染症法第 10 条第 14 項に基づき策定する予防計画（大田区においては「大田区感染症予防計画」）
[4] 感染症法第 10 条第 17 項

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア　新型インフルエンザ等感染症[5]

イ　指定感染症[6]（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ　新感染症[7]（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

（１）政府行動計画や都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

（２）国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び区民の役割を示し、区や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

（３）新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を区のみならず、関係機関や区民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

区行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区や関係機関、区民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

区行動計画の改定に当たっては、学識経験者、医療関係団体、弁護士、事業者団体、労働者団体、保健所等の代表等からなる「大田区新型インフルエンザ等対策有識者会議」に意見を聴く。

---

[5] 感染症法第６条第７項

[6] 感染症法第６条第８項

[7] 感染症法第６条第９項

第２章　対策の目的等

第１節　対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく[8]。

1 感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

（１）感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。

（２）流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

（３）適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

＜対策の概念図＞

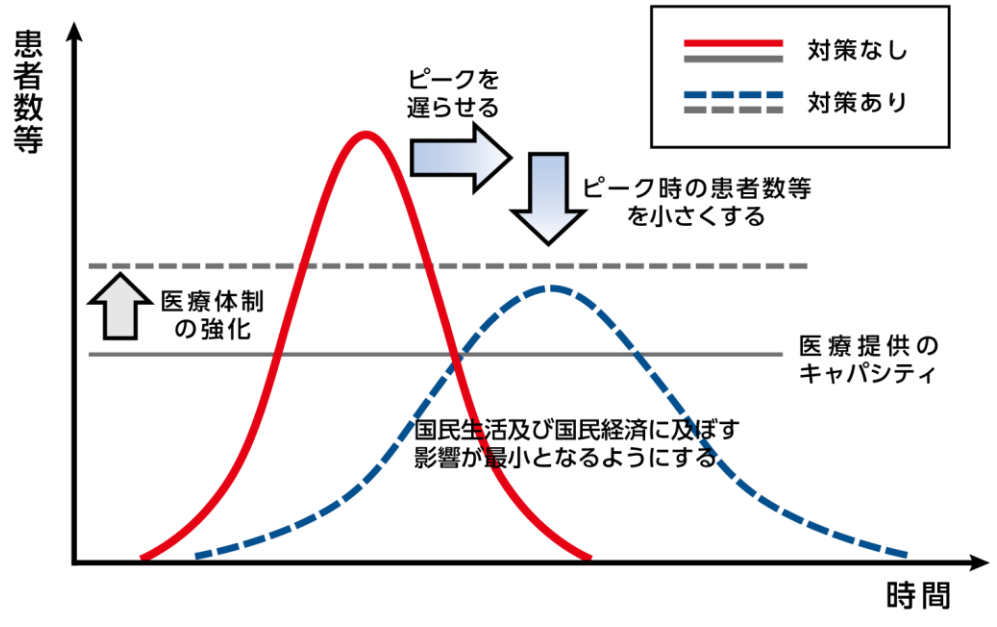

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
（まん延防止に関するガイドライン）

[8] 特措法第１条

２ 区民の生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化

（１）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民の生活及び経済活動への影響を軽減する。

（２）区民の生活及び経済活動の安定を確保する。

（３）地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

（４）業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は区民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第２節　対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は区行動計画に基づき、都等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるＤＸの推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
　将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
　初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善
　感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的な点検や改善を行う。

（４）医療提供体制・検査体制の整備やリスクコミュニケーション[9]等の取組
　感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（５）ＤＸの推進や人材育成等

[9] リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む。）、医療関連情報の有効活用、国や都との連携の円滑化等を図るためのＤＸを推進していく。

また、中長期的な視野で感染症対策危機管理に係る人材育成を行っていく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により区民の生活及び経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（１）から（４）までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する必要があり、区は、都等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する

（２）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、個々の対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国や都が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切換えを行う。

（３）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切換え時期については、リスク評価等に応じて、個別対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。国や都が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切換えを行う。

（４）区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、こどもを含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動

制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、区民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする[10]。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

区対策本部は、政府対策本部や都対策本部[11]と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

---

[10] 特措法第５条

[11] 特措法第 22 条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 29 号）

区は、特に必要があると認めるときは、都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等[12]における対応

区は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

[12] 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

第３節　対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民の生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 それぞれの役割

（1）国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する[13]。また、国は世界保健機関（ＷＨＯ）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める[14]とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める[15]。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議[16]（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議[17]（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

---

[13] 特措法第３条第１項

[14] 特措法第３条第２項

[15] 特措法第３条第３項

[16] 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年９月 20 日閣議口頭了解）」に基づき開催

[17] 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成 16 年３月２日関係省庁申合せ）」に基づき開催

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議[18]（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

（３）都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関[19]、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会[20]等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施していく。

---

[18] 特措法第 70 条の２の２に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

[19] 感染症法第６条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

[20] 感染症法第 10 条の２

（4）区

区は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の自治体と緊密な連携を図る。

なお、本区は保健所設置自治体であり、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、区が設置する保健所の対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都や他自治体間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都と区は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく[21]。

（5）医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等[22]の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

---

[21] 平時においては、以下のような方策を講ずることが必要である。
・行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第７条第４項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
また、行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第７条第３項）ための場を設けるに当たって、区市町村の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも都と保健所設置区市が連携して対策を講ずるための方策もある。
・都内の保健所設置区市も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第 12 条第１項）。

[22] 感染症法第 53 条の 16 第１項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第２条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

（６）指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき[23]、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（７）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める[24]。

（８）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる[25]ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（９）区民

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める[26]。

---

[23] 特措法第３条第５項

[24] 特措法第４条第３項

[25] 特措法第４条第１項及び第２項

[26] 特措法第４条第１項

2 区の危機管理体制

新型インフルエンザ等発生時には、特措法第15条第１項の規定に基づき政府対策本部が設置され、都においても、特措法第22条第１項の規定に基づき直ちに都対策本部が設置される。区においても、大田区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年３月15日）及び大田区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年４月22日）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備している。政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態を宣言した場合には、特措法第34条に基づき、区対策本部を設置し、都対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、必要に応じて「大田区感染症危機管理連絡会議（議長：保健所長）」を開催、または区長の判断により「大田区新型インフルエンザ等対策本部準備室」を設置し、情報の共有をするとともに、各部は必要な対策を講じることに努める。

（１）区対策本部の構成

ア　組織及び職員

・本部長は、区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
・副本部長は、副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
・危機管理監は、危機管理室長の職にある者をもって充てる。危機管理監は、新型インフルエンザ等に係る情報の全体的な集約及び整理を行い、本部長に報告する。報告後、本部長の命を受け、各部長に指示し、本部長室の審議策定において、区全体の視点から最も効果的かつ具体的な対応策を立案する。
・本部員は、大田区庁議規則第２条第１項の規定により構成される者（区長、副区長及び教育長を除く。）、東京消防庁大森消防署・田園調布消防署・蒲田消防署・矢口消防署の各消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
・このほかに、本部長は、必要と認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

イ　本部の組織

・本部に本部長室及び部を置く。
・本部長室は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員を以て構成する。
・部の名称、部長名、分掌事務及び編成は、（２）区対策本部各部の分掌事務のとおり。

ウ　会議

・本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する。

＜大田区新型インフルエンザ対策本部＞

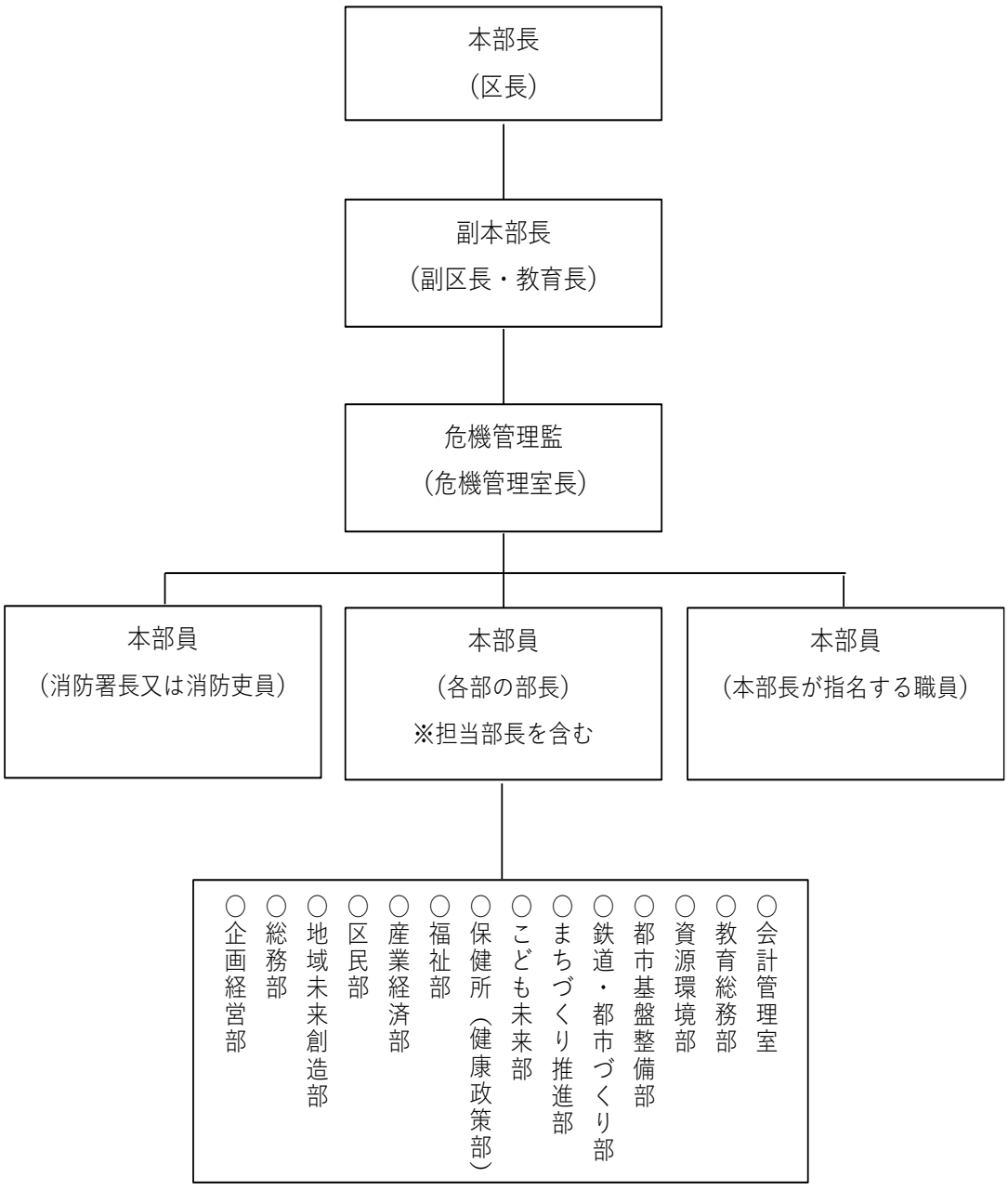

（２）区対策本部各部の分掌事務

大田区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則において、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大田区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、大田区新型インフルエンザ等対策本部に関する各部の分掌事務を定めている。

＜分掌事務＞

危機管理監の分掌事務	編成
・新型インフルエンザ等対策に係る活動の総合調整に関すること。 ・本部長室の運営に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策に係る立案に関すること。 ・各部長への指示に関すること。 ・本部の通信に関すること。 ・新型インフルエンザ等に係る情報の全体的な集約に関すること。 ・本部各部局間の支援及び調整に関すること。 ・国、東京都、区市町村及び関係機関との連絡調整（保健医療部門を除く。）に関すること。 ・分掌事務に規定がない事案の差配に関すること。 ・大田区新型インフルエンザ等対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 ・行政上の申請期限の延長等に関すること。 ・他部局への支援に関すること。	防災危機管理課

各部共通事項

分掌事務
・本部長室との連絡調整に関すること。 ・部所属職員の動員に関すること。 ・部内の連絡調整及び協力に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・新型インフルエンザ等に係る情報の収集に関すること。

各部事項

部名・部長名	分掌事務	編成
１　新型インフルエンザ等対策本部企画経営部 部長 企画経営部長	・本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。 ・新型インフルエンザ等に係る広報及び記録に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策に係る予算に関すること。	企画課 財政課 広聴広報課 情報政策課 施設整備課 施設保全課

部名・部長名	分掌事務	編成
2　新型インフルエンザ等対策本部総務部 部長 総務部長	・本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。 ・本部長室の庶務に関すること。 ・応急公用負担に関すること。 ・応急措置の実施に伴う訴訟に関すること。 ・特命事項に関すること。 ・輸送の総括に関すること。 ・緊急物資の受入れ及び分配に関すること。 ・他の地方公共団体からの応援職員の受入れに関すること。 ・職員の服務、給与等に関すること。 ・職員の感染予防等に関すること。 ・職員の特定接種（法第 28 条第３項に規定する特定接種をいう。以下同じ。）の実施に関すること。 ・物品、物資等の調達に関すること。 ・応急対策用用地及び施設に関すること。 ・区議会議員に関すること。 ・車両の調達に関すること。	総務課 人権・男女平等推進課 人事課 経理管財課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 議会事務局
3　新型インフルエンザ等対策本部地域未来創造部 部長 地域未来創造部長	・義援金に関すること。 ・地域の新型インフルエンザ等に係る情報の収集に関すること。 ・地域の新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止活動の支援に関すること。 ・死亡届及び埋火葬許可の事務処理に関すること。 ・地域施設との連絡調整に関すること。 ・外国人の保護に関すること。	地域力推進課 特別出張所 スポーツ推進課 文化芸術推進課
4　新型インフルエンザ等対策本部区民部 部長 区民部長	・死亡届及び埋火葬許可の事務処理の総括に関すること。	戸籍住民課 課税課 納税課 国保年金課
5　新型インフルエンザ等対策本部産業経済部 部長 産業経済部長	・食料及び生活必需品の確保及び分配に関すること。 ・中小企業及び農漁業の新型インフルエンザ等対策に関すること。 ・生活関連物資等の価格の安定等に関すること。	産業振興課

部名・部長名	分掌事務	編成
6　新型インフルエンザ等対策本部福祉部 部長 福祉部長	・遺体収容所に関すること。 ・福祉ボランティアに関すること。 ・新型インフルエンザ等業務従事者の補償に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時要援護者（高齢者及び障害者に限る。）に関すること。	福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課 地域福祉課 生活福祉課 志茂田福祉センター 上池台障害者福祉会館 障がい者総合サポートセンター
7　新型インフルエンザ等対策本部健康政策部、保健所 部長 健康政策部長 所長 保健所長	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）及び検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に基づく対応に関すること。 ・医療活動に関すること。 ・医師会、薬剤師会及び医療機関との連絡調整及び協力に関すること。 ・法第 31 条の 2 第 2 項に規定する臨時の医療施設の開設に関すること。 ・患者の療養支援に関すること。 ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ・特定接種に関すること。 ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第１項及び第３項に規定する臨時の予防接種の実施に関すること。 ・国、東京都、区市町村及び関係機関との連絡調整（保健医療部門に限る。）に関すること。	健康医療政策課 感染症対策課 生活衛生課 健康づくり課 地域健康課
8　新型インフルエンザ等対策本部こども未来部 部長 こども未来部長	・社会的機能維持者のこどもに対する例外的学童保育及び保育の実施に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時要援護者（乳幼児及び障害児に限る。）に関すること。	こども未来課 子育ち支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭総合支援センター開設準備室 こども家庭センター 保育サービス課

部名・部長名	分掌事務	編成
9　新型インフルエンザ等対策本部まちづくり推進部 部長 まちづくり推進部長	・危機管理監への支援に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策本部健康政策部、保健所への支援に関すること。	都市計画課 防災まちづくり課 空港まちづくり課 用地課 建築調整課 建築審査課
10　新型インフルエンザ等対策本部鉄道・都市づくり部 部長 鉄道・都市づくり部長	・危機管理監への支援に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策本部健康政策部、保健所への支援に関すること。	鉄道・都市づくり課
11　新型インフルエンザ等対策本部都市基盤整備部 部長 都市基盤整備部長	・危機管理監への支援に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策本部健康政策部、保健所への支援に関すること。	都市基盤管理課 道路課 公園課 建設工事課 地域基盤整備第一課 地域基盤整備第二課 地域基盤整備第三課
12　新型インフルエンザ等対策本部資源環境部 部長 資源環境部長	・新型インフルエンザ等対策に係る廃棄物の処理に関すること。 ・輸送業務に関すること。	環境政策課 ごみ減量推進課 清掃事務所
13　新型インフルエンザ等対策本部教育総務部 部長 教育総務部長	・区立小・中学校の新型インフルエンザ等感染状況調査及び新型インフルエンザ等対策に関すること。	教育総務課 学務課 指導課 教育センター 幼児教育センター 大田図書館 各区立小・中学校
14　新型インフルエンザ等対策本部会計管理室 会計管理者	・新型インフルエンザ等対策に係る現金の出納経理に関すること。	会計管理室

備考

1　この表に定めるもののほか、担当部長及び参事は、原則として当該部の部長補佐とする。

2　この表に定めるもののほか、担当課長及び副参事は、原則として当該部の庶務担当課長補佐とする。

第３章　発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（１）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策[27]に関する情報共有、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や業務継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

（２）初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性[28]、感染性、薬剤感受性[29]等）の情報を入手しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（３）対応期

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

---

[27] 水際対策は、飽くまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

[28] 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、区行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

[29] 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

・封じ込めを念頭に対応する時期
・病原体の性状等に応じて対応する時期
・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

＜発生段階及び各段階の概要＞

段　階		概　要
準備期	発生前の段階	水際対策に関する国や都との情報共有、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、区民等に対する啓発や区、事業者による業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処計画が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスクに評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。
	特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等の対応力が一定水準を上回ることにより、新型インフルエンザ等の発生前における基本的な感染症対策に移行する。

第４章　対策項目

1 主な対策項目

区行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の 13 項目を行動計画の主な対策項目とする。

① 実施体制
② 情報収集・分析
③ サーベイランス
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤ 水際対策
⑥ まん延防止
⑦ ワクチン
⑧ 医療
⑨ 治療薬・治療法
⑩ 検査
⑪ 保健
⑫ 物資
⑬ 区民の生活及び経済活動の安定確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は区民の生命、健康、生活及び経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護するとともに、生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民の生活及び経済活動との両立を見据えた政策上の意思決定を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生活及び経済活動に関する情報等を収集し、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その

時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。このため、区は、平時から感染症に関する相談対応の充実を図るとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、取組を進める必要がある。

⑤　水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保するとしている。

区は、検疫所と平時から緊密に連携を図り、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

⑥　まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民の生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

一方で、特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、実施している対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び

区は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑧　医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。

⑨　治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を研究し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施するとしている。都と区は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩　検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。

⑪　保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を

保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、区は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

区は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫　物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬　区民の生活及び経済活動の安定確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民の生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生活及び経済活動の安定確保に必要な対策や支援を行う。事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第２部　各対策項目の考え方及び取組

第１章　実施体制

感染症危機は区民の生命、健康、生活及び経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護するとともに、生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

第１節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。
そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の編成及び確認を行う。
また、訓練や情報交換等を通じ、関係機関との連携体制を構築する。

1-1 実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

1-2 区行動計画等の作成や体制整備・強化

① 区は、区行動計画を作成・変更する。区行動計画を作成・変更する際には、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえるとともに、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く 。
【防災危機管理課、保健所】

② 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【防災危機管理課、保健所、各部】

③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の人材の確保や育成に努める。【防災危機管理課、保健所、総務部】

1-3 関係機関の連携の強化

① 区は、国、都等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【保健所、各部】

② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【保健所、各部】

③ 区は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、都と事前に情報交換し、着実な準備を進める。【防災危機管理課、保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、区は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて区対策本部等を立ち上げ、区及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を、都が都対策本部を設置した場合、区は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【防災危機管理課】

② 区は、必要に応じて、第１節（準備期）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【防災危機管理課、保健所、各部】

③ 区は、国においてり患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。
【防災危機管理課、保健所、各部】

④ 区は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、都と連携して、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を確認する。
【防災危機管理課、保健所】

⑤ 区は、新型インフルエンザ等が発生した際、医師会等の関係機関と情報共有の場を設定し、感染状況や具体的な対策を共有する。【防災危機管理課、保健所】

2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

区は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【企画経営部】

第３節　対応期

＜目的＞
初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束[30]するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。
感染症危機の状況並びに区民の生活及び経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

① 区は、国が定める基本的対処方針及び JIHS から提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、区民の生活や経済活動に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

② 区は、都と連携し、都内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報等を踏まえて、実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【防災危機管理課、保健所、総務部、関係各部】

3-1-2 都による総合調整

① 区は、都が新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、総合調整等を行う場合には、当該総合調整に従い、新型インフルエンザ対策を行う[31]。【防災危機管理課、保健所】

② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、都が総合調整を実施する場合には、区は、当該総合調整に従い、感染症法に基づいた、

[30] 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

[31] 特措法第 24 条第１項

入院勧告又は入院措置その他の措置を行う。あわせて、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があるとして、都から感染症法に定める入院勧告又は入院措置の指示がある場合には、区は、当該指示に従い対策を実施する 。【保健所】

3-1-3 職員の派遣・応援への対応

① 区は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【防災危機管理課、保健所】

② 区は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、都に対して応援を求める 。【防災危機管理課、保健所】

3-1-4 必要な財政上の措置

区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【企画経営部】

3-2 緊急事態措置の検討等

3-2-1 緊急事態宣言の手続

区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する[32]

また、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う[33]。

【防災危機管理課、保健所、各部】

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 区対策本部の廃止

区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止する 。[34]【防災危機管理課】

---

[32] 特措法第 34 条第１項。なお、特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

[33] 特措法第 36 条第１項

[34] 特措法第 25 条

第２章　情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民の生活及び経済活動との両立を見据えた政策上の意思決定を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生活及び経済活動に関する情報等を収集し、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

第１節　準備期

＜目的＞
感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。
平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1-1 実施体制と情報収集

① 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【保健所】
② 積極的疫学調査の実施は、関係自治体、東京都健康安全研究センター及び東京都家畜保健衛生所等と連携を図り、地域における詳細な流行状況や感染源及び感染経路の情報収集・分析を行う。【保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
　初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

　区は、国及び JIHS が実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【保健所】

2-2 情報収集・分析から得られた情報の公表

　区は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健所、企画経営部】

第３節　対応期

＜目的＞
感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。
また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大の防止と区民の生活及び経済活動との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。
特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、区民の生活及び経済活動に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

3-1 リスク評価

3-1-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

区は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性 等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、 JIHS 及び都からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【防災危機管理課、保健所】

3-1-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

① 区は、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【保健所】
② 区は、国から発出されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、必要に応じて、区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【保健所、企画経営部】

3-2 情報収集・分析から得られた情報の公表

区は、国が公表した感染症情報に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健所、企画経営部】

第３章　サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

第１節　準備期

＜目的＞
本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。
平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源を活用し、感染症の異常な発生を早期に探知する。

1-1 平時に行う感染症サーベイランス

① 区は、平時から、季節性インフルエンザに関する患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス、集団発生時報告、入院サーベイランス、クラスターサーベイランス等各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。
また、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。【保健所】

② 区は、JIHS 等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。【保健所】

③ 区は、ワンヘルス・アプローチ[35]の考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。
また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染した

[35] 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

おそれのある者について区に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【保健所】

④　区は、東京都健康安全研究センター等と連携し、新型インフルエンザ等の発生の発見に協力する。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う。【保健所】

1-2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

区は、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法[36]による発生届及び退院等の提出を促進していく。【保健所】

1-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健所、企画経営部】

[36] 感染症法第 12 条第５項６項、第 44 条の３の６及び第 50 条の７に基づき、電磁的方法により届出を行うよう努めなければならない。

第２節　初動期

＜目的＞
初動期において、区は、区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、都と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2-1 有事の感染症サーベイランス[37]の開始

区は、国の方針に基づき、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

また、感染症の特徴（感染経路等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

東京都健康安全研究センター等は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について亜型等の同定を行うとしている。【保健所】

2-2 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健所】

[37] 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

第３節　対応期

＜目的＞
強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3-1 有事の感染症サーベイランスの実施

区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、都内の新型インフルエンザ等の発生状況や動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じて都が追加するサーベイランスを実施する。【保健所】

3-2 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。また、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【保健所】

第４章　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。このため、区は、平時から感染症に関する相談対応の充実を図るとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、取組を進める必要がある。

第１節　準備期

＜目的＞

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、都、医療機関、事業者等とのリスク情報とその解釈の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を進める、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー[38]を高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

① 区は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等の発生時にとるべき行動等について、区民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を

[38] 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

含む。）や障がい者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う[39]。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。
【保健所、企画経営部、地域未来創造部、福祉部、こども未来部、教育総務部】

②　新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため区は、ホームページ、ＳＮＳ等により、新型インフルエンザ等の感染予防策や、発生した場合は、都や区からの案内に従って医療機関を受診するよう周知するなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。
【保健所、企画経営部】

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する[40]。
【保健所、企画経営部、総務部】

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源となるよう努める。【保健所、企画経営部】

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

[39] 特措法第 13 条第１項

[40] 特措法第 13 条第２項

区は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて区民等へ内容を整理して情報提供・共有する。また、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
【保健所、企画経営部、地域未来創造部、福祉部、こども未来部、教育総務部】

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。
【保健所、関係各部】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。
具体的には、区民等が、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、区民等の不安の解消等に努める。

2-1 情報提供・共有

① 区は、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、ＳＮＳでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
【保健所、企画経営部、地域未来創造部、福祉部、こども未来部、教育総務部】

② 区は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【保健所、企画経営部】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。
【保健所、企画経営部】

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があることを周知し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について区民及び事業者に理解を求める。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口を、区民等に周知する。【保健所、企画経営部、総務部】

② 区は、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
【保健所、企画経営部】

第３節　対応期

＜目的＞
感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその理解等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。
具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、迅速に分かりやすく提供・共有する。

3-1 情報提供・共有

① 区は、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、ＳＮＳでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
【保健所、企画経営部、地域未来創造部、福祉部、こども未来部、教育総務部】

② 区は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【保健所、企画経営部】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。
【保健所、企画経営部】

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があることを周知し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について区民及び事業者に理解を求める。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口を、区民等に周知する。【保健所、企画経営部、総務部】

② 区は、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【保健所、企画経営部】

3-4 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

区は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった場合は、以下のとおり対応する。

3-4-1 封じ込めを念頭に対応する時期

① 都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、区は、区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【保健所】

② 区民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、区民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、区は都の方針に基づき、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【保健所、企画経営部、総務部】

3-4-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、区民等が適切に対応できるよう、変更点や変更理由をわかりやすく説明する。【保健所】

3-4-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や区民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【保健所】

3-4-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその理解等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【保健所】

第５章　水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国は、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保するとしている。

区は、検疫所と平時から緊密に連携を図り、検疫法に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。なお、新型インフルエンザ等の新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

第１節　準備期

＜目的＞
平時から国や都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑かつ迅速な水際対策を講じ、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

1-1 水際対策の実施に関する体制の整備

① 区は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図る。【保健所】

② 羽田空港においては、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。【保健所】

③ 東京港においては、「厚生労働省東京検疫所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。【保健所】

1-2 国等との連携

平時から国が実施する水際対策との連携に係る体制整備や研修及び訓練に参加し、必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国等と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。【保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国や都が実施する水際対策に協力することにより、新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

① 区は、国と都が連携し、入手した健康監視対象者の情報を情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【保健所】

② 区は、都が羽田空港及び東京港から、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査や隔離・停留等に、必要に応じて連携・協力する。【保健所】

③ 区は、検疫所における診察等において感染症患者が確認された場合には、検疫法に基づき、検疫所から発生届の提出等に関する連絡等の情報を共有するとともに、都と連携して患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健所】

2-2 国、都との連携

① 区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。また、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【保健所】

第３節　対応期

＜目的＞
新たな病原体（変異株を含む）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国が実施する水際対策について、都と連携して進める。

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。また、都の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【保健所】

3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

区は、初動期の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、水際対策を修正し、実施する。【保健所】

3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健所】

第６章　まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民の生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を対応可能な範囲内に収めることが重要である。

一方で、特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、実施している対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

第１節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、区民の生命を保護し健康を維持する。このため、対策の実施等に当たり基準となる指標やデータを平時から収集する。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 区は、新型インフルエンザ等対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民の生命及び健康を保護するためには区民一人一人の感染対策への協力が重要であることの必要性について理解促進を図る。【保健所】

② 区は、平時から区民に対して、地区医師会、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正しい知識の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等について、理解促進を図る。
【保健所、企画経営部、産業経済部、こども未来部、福祉部、教育総務部】

③ 区は、都と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、緊急事態措置による不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者等におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
　新型インフルエンザ等の発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るため、感染者数をコントロールすることが求められる。このため、区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 区内でのまん延防止対策の準備

① 区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等の情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効活用する。【保健所】

② 区は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【防災危機管理課、保健所】

第３節　対応期

＜目的＞
　医療のひっ迫を回避し、区民の生命を保護し健康を維持する。その際、区民の生活及び経済活動への影響も十分考慮する。
　また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民の生活及び経済活動への影響の軽減を図る。

3-1 まん延防止対策の内容

　感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、都内の感染状況、医療提供体制への負荷等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、その際には、区民の生活及び経済活動への影響も十分考慮する。
【保健所】

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

　区は、感染症法に基づき、国や都と連携し、地域の感染状況等に応じて、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定のような感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、これを組み合わせて実施する。【保健所】

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の区民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

　都は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行うとともに、まん延防止等重点措置として、営業時間が変更されている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行うとしている。区は、都の方針に沿って、区民等に普及・啓発を行う。【保健所】

【外出自粛要請（特措法第 24 条第 9 項又は第 45 条第 1 項）】
　居宅等からの不要不急の外出や移動の自粛を求めること。「不要不急の外出や移動」とは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

区は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を要請するとしている。区は、都の方針に沿って、区民等に普及・啓発を行う。

【保健所、関係各部】

【勧奨等の例】

感染拡大につながる場面の制限として、人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等を行うことが考えられる。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

都は必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更、また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等を要請するとしている。区は、都の方針に沿って、区民等に普及・啓発を行う。

【防災危機管理課、保健所、企画経営部、地域未来創造部、産業経済部、教育総務部】

【営業時間の変更の要請等（特措法第 31 条の８第１項、第 24 条第９項）】

多数の者が利用する場所で、感染拡大が生じている業態に属する事業を行う者に対して、休業まで至らない営業時間の短縮等の要請を行うこと。当該業態を判断するに当たっては、施行令第５条の４に規定する以下の事項を勘案して措置を講ずる必要があると認められる者に対して行う。

- 業態ごとの感染症患者等の数
- 感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況
- 新型インフルエンザ等の発生の動向や原因

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-2　学校等における対応

3-1-3-2-1　学校

①　新型インフルエンザ等の発生時には、学校医や保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。【保健所、教育総務部】

②　新型インフルエンザ等の疑い又はり患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。【保健所、教育総務部】

③　患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。【保健所、教育総務部】

④　同じ地域で流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。【保健所、教育総務部】

3-1-3-2-2　社会福祉施設等

都は、各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請するとしている。区は、都の方針に沿って、普及・啓発を行う。【保健所、こども未来部、福祉部】

【新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条に規定する施設（多数の者が利用する施設）】表 1

ⅰ　学校（ⅲに掲げるものを除く。）
ⅱ　保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
ⅲ　大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
ⅳ　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
ⅴ　集会場又は公会堂
ⅵ　展示場

vii　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第 53 条の 16 第１項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
viii　ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
ix　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
x　博物館、美術館又は図書館
xi　キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
xii　理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
xiii　自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
xiv　飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xi に該当するものを除く。）

※　iii～xiv の施設については、1,000 ㎡超の施設が対象。
※　iii～xiv の施設であって 1,000 ㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第 11 条第１項第 15 号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第 45 条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-3　まん延の防止のための措置の要請

都は、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請するとしている。区は、都の方針に沿って、区民等に普及・啓発を行う。
【防災危機管理課、保健所】

【まん延の防止のための措置の要請の内容と主な留意事項】
（ア）従業員に対する検査を受けることの勧奨
（イ）入場者の感染防止のための整理及び誘導
（ウ）発熱その他の症状のある者の入場の禁止
（エ）手指の消毒設備の設置
（オ）事業所・施設の消毒

（カ）入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
（キ）正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

緊急事態宣言時において、都道府県知事は、表１以外の以下の社会経済活動を維持する上で必要な施設についても、特措法施行令第 12 条で定める使用制限以外の対応を参考に、基本的対処方針を踏まえ、手指の消毒設備の設置、入場者数の制限等の特措法第 24 条第９項による協力の要請を行う。

a　病院又は診療所
b　卸売市場、食料品売場
c　飲食店、料理店
d　ホテル又は旅館
e　寄宿舎又は下宿
f　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
g　工場
h　銀行
i　事務所
j　保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
k　公衆浴場
l　表１の施設であって、1,000 ㎡以下の施設（表１のⅰ、ⅱ及び施行令第 11 条第３項の規定に基づき、厚生労働大臣が例外的に定めたカテゴリーの施設を除く。）

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-4　その他の事業者に対する要請

区は、都からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

【保健所、福祉部】

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、区民の生命を保護し健康を維持するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応に加え、人

と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大くくりの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価及び国や都が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

※分類

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、多数の区民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、封じ込めを念頭に対応する時期と同様に、状況に応じ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を都に対して要請することを検討し、強度の高いまん延防止対策を講ずる。【防災危機管理課、保健所】

3-2-2-2 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に関し、都に対して要請することを検討する。【防災危機管理課、保健所】

3-2-2-3 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、まん延防止対策の内容に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。
【防災危機管理課、保健所】

3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や

同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命を保護し健康を維持するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖・休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

【防災危機管理課、保健所、福祉部、こども未来部、教育総務部】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記「3-1　まん延防止対策の内容」に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記「3-2-2　病原体の性状等に応じて対応する時期」に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う区民の生活及び経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。【防災危機管理課、保健所】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【防災危機管理課、保健所】

第７章　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び区は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

第１節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時に、区民の生命及び健康を保護し、区民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。
また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 研究機関との連携

区は、都が支援する大学等の研究機関におけるワクチン開発について、必要に応じて協力する。また、都が研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することについて必要に応じて協力することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【保健所】

1-2 ワクチンの接種に必要な資材

区は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等を検討し、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備する。【保健所】

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

区は、医師会等の関係者と連携し、予防接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。【保健所】

1-3-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、区が実施主体となり、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう集団接種体制を構築する。【保健所、総務部】

1-3-3 住民接種

区は、以下のとおり迅速な予防接種等の準備を行う。【保健所】

ア　区は、国等の協力を得ながら、区内に居住する者及び区内の事業所に勤務するエッセンシャルワーカーに対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る[41]。

イ　区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他自治体と相互接種を可能にする取組を進める。

ウ　区は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種場所、接種時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

区は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやＳＮＳ等を通じて情報提供・共有を行い、区民等の理解促進を図る。【保健所、企画経営部】

1-5 DX の推進

① 区は、区が活用する予防接種のシステム（健康管理システム等）と国が整備するシステム基盤が連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう整備する。【保健所】

② 区は、接種対象者を特定し接種勧奨する際、システムを活用し通知できるよう準備を進める。電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の予診票等を送付する必要があることに留意する。【保健所】

③ 区は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を区民が把握できるよう、また、予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスが生じないよう環境整備に取り組む。【保健所】

[41] 予防接種法第６条第３項

第２節　初動期

＜目的＞
　区は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、接種体制等の準備を進め、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制の準備、構築

　区は、国や都からの情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備と接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
【保健所】

第３節　対応期

＜目的＞
接種体制に基づき、ワクチン接種を実施する。また、実際のワクチン供給量や医療従事者等の配置等を踏まえ関係者間で随時調整を行い、接種が速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 接種体制

①　区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【保健所】

②　区は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【保健所】

3-2 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、区は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【保健所、総務部】

3-3 住民接種

3-3-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。区は国が決定した方針に基づき、接種を行う。【保健所】

3-3-2 予防接種の準備

区は、国や都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種[42]の接種体制の準備を行う。【保健所】

[42] 予防接種法第６条第３項

3-3-3 予防接種体制の構築

区は、国からの要請に応じて、全区民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、接種体制の構築を進める。

【保健所】

※区が新型コロナウイルス感染症流行時期に実施したワクチンの接種体制構築に関する時系列

2020.10

・ワクチン接種スキームの検討
・集合契約（医療機関との実施契約）
・ワクチン供給方法の検討（保管場所・保管方法等）
・ディープフリーザーの配送設置
・接種券及び予診票送付方法の検討（配布の優先順位、配布時期等）
・コールセンター相談窓口開設の検討
・集団接種会場候補の選定及び調整
・予約受付方法の検討（独自システム導入、予約枠調整等）
・予診票事務処理方法の検討
・医師会と実施体制の調整

2021.2

・医療従事者の初回接種開始

2021.3

・コールセンター接種相談窓口の開設（区役所内会議室）

2021.4

・高齢者施設入所者への予診票発行及び初回接種開始
・接種券発行の申請受付開始

2021.5

・個別医療機関向けオンライン説明会実施
・高齢者対象に接種券発送
・集団接種会場の予約受付開始（予約システム）
・集団接種会場の接種開始
・電話、テレビ及び音声 AI 通訳の利用開始

2021.6

・18 特別出張所で予約支援体制構築
・個別医療機関の予約受付開始（予約システム）
・18 歳～64 歳への接種開始（年齢で接種開始時期を調整）
・接種促進事業開始（接種費用の加算）
・官学連携により日本工学院専門学校を会場として接種開始
・職域接種開始

2021.7

・12 歳～18 歳未満への接種開始
・公民連携によりキヤノン株式会社下丸子体育館で接種開始
・予防接種証明書（ワクチンパスポート）の発行開始

2021.8

・大規模集団接種会場として大田区産業プラザで接種開始
・優先予約枠や当日受付、通勤・通学者等区独自取組開始

2021.9

・はねぴょん健康ポイントと連携し、接種後ポイント付与

2021.10

・追加接種体制検討

3-3-4　接種に関する情報提供・共有

区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種状況に関する報告を行う。【保健所】

3-3-5　接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、巡回接種体制を確保する。【保健所】

3-3-6　接種記録の管理

区は、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種歴を確認する。加えて、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、接種記録の適切な管理を行う。【保健所】

3-4 情報提供・共有

区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が提供・共有する予防接種に係る情報について区民への周知・共有を行う。【保健所】

第８章　医療

第１節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想される。都は、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえ、平時において都予防計画及び都医療計画に基づき医療機関等との間で医療措置協定等を締結し、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制を整備するとしている。
また、都は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会を活用することで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応できるよう支援を行うとしている。

1-1 基本的な医療提供体制

① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、必要な医療を提供する。区は、相談センターを開設する役割を担う。【保健所】

② 区は、新型インフルエンザ等感染症患者の移送の際、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備を行う。【保健所】

1-2 相談センター

区は、都の相談センターの整備に合わせて区の相談センターを開設する。関係機関と連携し、状況に応じて区民へ情報を提供し、区民からの相談等に感染症危機管理の拠点として総合的に対応する。【保健所】

1-3 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

① 都は、予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療連携体制を整備するとしている。また、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結するとしている。【保健所】

② 区は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行う都に協力する。【保健所】

1-4 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

区や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【保健所】

1-5 医療機関の設備整備・強化等

国及び都は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行うとしている。

1-6 東京都感染症対策連携協議会等の活用

区は、新型インフルエンザ等が発生した際に迅速に必要な対応ができるよう、東京都感染症対策連携協議会等において、都と連携を図る。【保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等に位置付けられる感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。
国や都から提供・共有された情報や要請を基に、医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの対応について相談センターを整備し、適切に行う。

2-1 医療提供体制の確保等

① 区は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅延なく確立するため、区予防計画に基づく検査体制を速やかに整備する。【保健所】
② 区は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健所】
③ 区は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【保健所】

2-2 相談センターの整備

① 区は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等で不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、区に相談するよう区民等に周知を行い、適切に対応できるよう、必要に応じて相談センターの整備を速やかに行う。【保健所】
② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、区民等に周知を行う。【保健所】
③ 区は、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関等の受診につなげる。【保健所】
④ 区は、相談センターの整備にあたっては、業務効率化のため、外部委託の活用等を検討する。【保健所】

第３節　対応期

＜目的＞
区は、初動期に引き続き、国や都から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて、医療機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう、相談センターを強化し、対応を行う。

3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

① 区は、都と連携し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【保健所】

② 区は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。
また、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。【保健所】

3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1 流行初期

3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健所】

3-2-1-2 相談センターの強化

① 区は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。【保健所】

② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行う。【保健所】

③ 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。【保健所】

3-2-2 流行初期以降

3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

① 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、都と連携して迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健所】

② 区は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等にを行う体制を確保する。【保健所】

3-2-2-2 相談センターの強化

上記「3-2-1-2　相談センターの強化」の取組を継続して行う。【保健所】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、都が必要に応じ、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行する場合、区民等に対して周知する。【保健所】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、区は、国と都の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【保健所】

第９章　治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供することが重要であり、国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を稼働し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施するとしている。都と区は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を検討し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

第１節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国や JIHS と緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。

1-1 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、区は、必要に応じて都と連携し大学等の研究機関を支援する。また、区は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。【保健所】

1-2 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

1-2-1 医療機関等への情報提供

区は、国や都等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を入手し、医療機関等の関係機関に対して有効な治療薬・治療法等の最新情報を提供する。【保健所】

1-2-2 感染症危機対応医薬品等の備蓄

区は、抗インフルエンザウイルス薬について、患者と接する機会の多い保健師等やその同居者に対しての予防投与を想定して備蓄する。【保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束[43]を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

2-1 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

① 国及び都は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行うとしている。

② 国は、都と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請するとしている。

③ 区は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要に応じて協力する。【保健所】

[43] 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第３節　対応期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

3-1 流通の管理及び適正な使用

都は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、国に対し、生産業者等への増産の要請や適正な流通に係る指導等を行うよう要請するとしている。

区は、医療機関等での治療薬の買いだめ、過剰発注について、注意および指導を行う。【保健所】

3-2 医療機関及び区民等への情報提供

区は、都からの治療薬に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して提供する。【保健所】

第 10 章　検査

平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生後、研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。

第 1 節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時には、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。また、流行の規模に応じて精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、感染拡大時にあっても必要な体制確保の取組を一体的に進める必要がある。
検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。区は、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施できるよう、平時から検査機器や検査物資の確保に努める。

1-1 検査体制の整備

① 区は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。また、自施設で検査ができない医療機関等のために、検体の採取のみを行った場合、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、体制の整備に努める。【保健所】
② 区は、予防計画に基づき、検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等について、毎年度国へ報告する。【保健所】

1-2 訓練等による検査体制の維持及び強化

① 区は、予防計画に基づき、保健所検査部門（生活衛生課衛生検査担当）等における検査実施能力の状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、研修等の機会を通じ定期的に PCR 検査の体制確認を行う。【保健所】
② 区は、東京都健康安全研究センター等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【保健所】

1-3 研究開発に関する関係機関等との連携

区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、区内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保健所】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療につなげ、感染拡大を防止し、個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2-1 検査体制の整備

① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に基づき、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。【保健所】

② 発生早期は、国立感染症研究所、東京都健康安全研究センター、感染症指定医療機関が検査を実施する。なお、医療機関及び民間検査機関での検査体制が整うまでの間は、区が検体の採取及び回収を行い、東京都健康安全研究センターもしくは区の生活衛生課へ搬送する。【保健所】

③ 区は、医療提供体制を補完するため、実情に応じて、医師会等と連携し、検体採取等を集中的に実施する PCR 検査センターの設置を検討する。【保健所】

2-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保健所】

第３節　対応期

＜目的＞
適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。
また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

3-1 検査体制の拡充

① 区は、予防計画に基づき、保健所検査部門（生活衛生課衛生検査担当）等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。【保健所】

② 発生早期は、国立感染症研究所、東京都健康安全研究センター、感染症指定医療機関が検査を実施し、流行初期には、これらに加え、都と検査措置協定を締結した流行初期医療確保措置の対象となる医療機関が順次対応する。流行初期以降は、これらに加え、公的医療機関、特定機能病院及び地域医療支援病院等が中心となり、段階的に、検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。さらに、都と検査措置協定を締結した民間検査機関は、東京都健康安全研究センターと連携し、変異株分析の受託や医療機関等からの検査分析依頼に対応する。【保健所】

③ 区は、医療提供体制を補完するため、実情に応じて、医師会等と連携し、検体採取等を集中的に実施する PCR 検査センターを設置する。【保健所】

3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【保健所】

3-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

都は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、都における体制を見直すとしている。区は、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、区民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。【保健所】

3-4 医療機関の検査目的の受診集中回避

都は、新型コロナの感染拡大時において、診療・検査医療機関への検査目的の受診の集中を緩和し、本来医療が必要な重症化リスクがある方等の受診機会を確保するため、感染が疑われる症状のある方や濃厚接触者に対し抗原定性検査キットの配布を行った。新型インフルエンザ等の発生時においても、医療機関への検査目的による受診集中を緩和する取組は重要であることから、医療機関による検査キットの確保に支障を来さないよう配慮しつつ、区は、国及び都、関係機関と連携を図り、行政による検査キット配布等の取組について、柔軟に対応していく。

第 11 章　保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命を保護し健康を維持する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、区は、検査の実施及び積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

区は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第 1 節　準備期

＜目的＞

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、実情に応じた対策を担う点で、健康危機管理の中核となる存在である。保健所は、感染症の発生予防等のために事前対応型の取組を推進するほか、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等を担う。

区は、感染症の発生情報や地域医療の提供状況等の情報等を平時から収集する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、人材の中長期的な育成および確保、業務量の想定、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所がその機能を果たすことができるようにする。その際、都との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援体制、役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

1-1 人材の確保

区は、流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から１か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【防災危機管理課、保健所、総務部】

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から１か月間において想定される保健所の業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【保健所】
② 区は、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。【保健所】
③ 区は業務継続計画を策定する。その際には、有事における業務を整理するとともに、円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、ＩＣＴや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【保健所】

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1 研修・訓練等の実施

① 区は、国からの要請を受けて、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT を活用した際にはその要員を含む）への年１回以上の研修・訓練を実施する。【保健所】
② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用し、保健所の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保健所】
③ 区は、速やかに感染症有事体制に移行するための研修・訓練に多くの職員が参加することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。
【防災危機管理課、保健所、各部】
④ 保健所は、大規模な集団発生事例が発生した場合などに備え、各保健所に実地疫学調査研修修了者が配置されるように研修受講体制を組むとともに、他保健所と対応の手法を共有化するなど日頃からのネットワークを構築する。【保健所】

1-3-2 多様な関係機関との連携体制の構築

① 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用するほか、平時から大田区感染症対策検討委員会等を通じて関係機関、医師会等と意見交換を行い、連携を強化する。【保健所】
② 東京都感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、区は、予防計画を策定・変更する。なお、その際には、都行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所が作成する健康危機対処計画と整合性を図る。
　また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で

療養する場合に、陽性者への食事の提供等や宿泊施設の確保等が必要となるため、区は、他の区市町村や、都が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【保健所】

③　都及び保健所は、医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出の普及等を促し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行っていく。【保健所】

④　都及び区は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、検疫所及び港湾・空港関係機関との連絡体制を平時から確認する。【保健所】

⑤　検疫所における診察等において感染症患者が確認され、保健所への通報があった場合には、保健所は検疫所と連携して検疫法に基づく健康監視や患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健所】

1-4 保健所等の体制整備

①　区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備し、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。さらに、医療機関、医師会又は民間事業者への外部委託等を活用しつつ、自宅療養者等の健康観察を効率的に実施できるよう体制を整備する。【保健所、総務部】

②　保健所は、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施 ICT 活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【保健所】

③　区は、東京都健康安全研究センター等が策定する健康危機対処計画に基づき実施する、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等について、必要に応じて協力する。【保健所】

④　区は、東京都健康安全研究センター等が、迅速な検査及び疫学調査の機能維持・強化を図るための、国と JIHS が連携して実施する訓練や、平時の訓練等を活用し、国及び東京都と協力して検査体制の維持に努めることについて、必要に応じて協力する。【保健所】

⑤　区は、東京都健康安全研究センター等が、平時から国及び東京都等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認することについて、必要に応じて協力する。【保健所】

⑥　国、JIHS、都、区及び東京都健康安全研究センター等は、感染症サーベイランスシステム活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【保健所】

⑦　国、都及び区は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【保健所】

⑧　国、都、区及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【保健所】

⑨　都及び区は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【保健所】

1-5 DX の推進

区は、新型インフルエンザ等の発生時等を見据え、発生時に速やかに対応できるようデジタル技術の活用を図り、業務のＤＸを推進する。【保健所、企画経営部】

1-6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

①　区は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、区民に対して情報提供・共有を行う。また、区民への情報提供・共有方法や、区民向けのコールセンター等の設置をはじめとした相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を区民に提供・共有するための体制構築を図る。【保健所、企画経営部】

②　区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、効果的な情報提供・共有に活かす方法等を整理する。【保健所、企画経営部】

③　区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を

伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する[44]。
【保健所、企画経営部、総務部】

④　区は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
【保健所、企画経営部、地域未来創造部、福祉部、こども未来部、教育総務部】

⑤　保健所は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【保健所】

[44] 特措法第 13 条第 2 項

第２節　初動期

＜目的＞
初動期は区民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。
区が定める予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に適切に対応できるようにする。

2-1 有事体制への移行準備

① 区は、国からの要請や助言を受けて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、必要に応じて、以下の対応に係る準備を行う。【保健所】

（ア）医師の届出等が提出された場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導 等）

（イ）積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の把握

（ウ）IHEAT 要員に対する区の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

（エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

（オ）東京都健康安全研究センター等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備に向けた協力

② 区は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、庁内応援、都に対する応援要請、IHEAT 要員に対する応援要請等といった、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【保健所】

③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【保健所】

④ 区は、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの 連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【保健所】

⑤ 区は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）

を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。【保健所】

⑥　区は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【保健所】

2-2 区民への情報提供・共有の開始

①　区は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関等への受診につながるよう区民等に周知する。【保健所】

②　区は、国や都が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の区民への周知、Ｑ＆Ａの公表、区民向けのコールセンターの設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。
【保健所、企画経営部】

2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に都内で感染が確認された場合の対応

①　区は、新型インフルエンザ等にり患した又はり患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。【保健所】

②　区は、政府行動計画第３部第３章第２節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1 で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、感染者に対して積極的疫学調査及び検体採取[45]を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【保健所】

[45] 感染症法第 16 条の３第１項及び第３項

第３節　対応期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時に、区が定める予防計画や健康危機対処計画、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所が、求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

① 区は、庁内での応援職員の派遣、必要に応じて IHEAT 要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。【保健所、総務部】
② 区は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する区民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する[46]。【保健所】
③ 区は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【保健所】

3-2 主な対応業務の実施

区は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、東京都及び東京都健康安全研究センター等と相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。【保健所】

3-2-1 相談対応

区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行う。【保健所】

3-2-2 検査・サーベイランス

① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を勘案し、検査の実施範

[46] 感染症法第 16 条第 2 項及び第 3 項

囲を判断する。【保健所】

② 東京都健康安全研究センター等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都及び区等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮するとしている。

③ 区は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【保健所】

3-2-3 積極的疫学調査

① 区は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【保健所】

② 区は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、都の実地疫学調査チーム等への派遣や相談及び JIHS に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。【保健所】

③ 都と区は連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね１か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【保健所】

3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合においては、

必要に応じ国、都及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健所】

② 保健所は、入院勧告を実施する際、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関することなど、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【保健所】

③ 保健所は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。【保健所】

3-2-5 健康観察及び生活支援

① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託等を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【保健所】

② 区は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める[47]。【保健所】

③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【保健所】

【都における新型コロナ対応での具体例】
以下の手法により、療養者の健康観察及び生活支援を実施した。

- 保健所等の支援を目的として、自宅療養者の健康観察を行う「自宅療養者フォローアップセンター」、生活支援や相談対応を行う「自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）」を設置
- 自宅療養者が急増したことを受け、地域の実情に応じたきめ細かな支援を可能とするため、都保健所管内の一般市町村と個人情報の取扱いに関する協定を締結した上で、情報提供を実施

[47] 感染症法第 44 条の３第７項、第９項及び第 10 項

■　診療や検査を行った医療機関等が保健所に代わって自宅療養者の健康観察を行う場合に協力金を支給する事業を実施

3-2-6 健康監視

区は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する[48]。【保健所】

3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 区は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、区民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。【保健所、企画経営部】

② 区は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
【保健所、企画経営部、地域未来創造部、福祉部、こども未来部、教育総務部】

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

① 区は、流行開始にあわせて感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく有事体制及び東京都健康安全研究センターの有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、都に対する応援要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。【保健所】

② 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や業務の一元化・外部委託、都での業務の一元化等により、保健所における業務の効率化を推進する。【保健所】

③ 区は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【保健所】

④ 区は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【保健所】

[48] 感染症法第 15 条の３第１項

⑤　区は、国及びＪＩＨＳ等が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、協力する。【保健所】

3-3-1-2 検査体制の拡充

①　区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、保健所検査部門（生活衛生課衛生検査担当）における検査体制を拡充する。【保健所】

②　保健所検査部門（生活衛生課衛生検査担当）は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。

③　区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【保健所】

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

①　区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内応援、都に対する応援要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。【保健所】

②　区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託や都での業務の一元化等による業務効率化を進める。【保健所】

③　区は、保健所等において行う感染症対応業務について、整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、保健所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員や検査等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適切に行う。【保健所】

④　区は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した民間事業者を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【保健所】

3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

東京都健康安全研究センター等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持し、地域の変異株の状況の分析、本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。

区は、その内容について、庁内や関係機関へ情報提供・共有等を実施する。【保健所】

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所有事の体制等の段階的な縮小についての検討し実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、区民等の不安や混乱が生じないよう十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【保健所】

第 12 章　物資

第 1 節　準備期

＜目的＞
感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等[49]の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄[50]

① 区は、区行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する 。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条第 1 項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる[51]。【防災危機管理課、保健所、総務部、関係各部】

② 区は、区職員の個人防護具について、国が定める備蓄品目や水準を踏まえて備蓄する。 【防災危機管理課、保健所】

③ 区は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄について、必要に応じて支援する。【防災危機管理課、保健所】

[49] 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

[50] ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

[51] 特措法第 11 条

第２節　初動期

＜目的＞
　感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

　区は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する[52]。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

[52] 感染症法第 36 条の 5

第３節　対応期

＜目的＞
感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は、必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

区は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する[53]。初動期で準備した感染症対策物資等の配分について、適切に配置していく。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

3-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、都に備蓄する物資及び資材の供給に関し調整するよう要請する[54]。
【防災危機管理課、保健所】

[53] 感染症法第 36 条の 5

[54] 特措法第 51 条

第 13 章　区民の生活及び経済活動の安定確保

第１節　準備期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により区民の生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。区は、事業者や区民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

1-1 情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、所管する業界団体等の関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、ＤＸを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【企画経営部、関係各部】

1-3 物資及び資材の備蓄

① 区は、区行動計画に基づき、第 12 章第１節（「物資」における準備期）1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する[55]。上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条第１項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる[56]。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

② 区は、事業者や区民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

[55] 特措法第 10 条
[56] 特措法第 11 条

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

区は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者 等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。【防災危機管理課、保健所、福祉部】

1-5 火葬体制の構築

区は、都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。【防災危機管理課、保健所、地域未来創造部、福祉部】

1-6 その他必要な体制の整備

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。【資源環境部】

第２節　初動期

＜目的＞
新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や区民等に、事業継続のための感染対策等を呼び掛ける。また、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応し、区民の生活及び経済活動の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等

① 都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨するとしている。区は、都の方針に沿って、普及・啓発を行う。【防災危機管理課、保健所、産業経済部、関係各部】

② 都は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨するとしている。区は、都の方針に沿って、普及・啓発を行う
【防災危機管理課、産業経済部、保健所、関係各部】

2-2 区民生活への配慮

① 区は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に準備・実施する。【防災危機管理課、保健所、総務部、各部】

② 区は、区立・区営施設での感染対策の段階的な準備・実施や施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染対策の段階的な準備・実施やイベントの中止・延期の検討を行う。【防災危機管理課、保健所、関係各部】

③ 区は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都からの情報に基づき、必要な対応を準備する。【関係各部】

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する区民等及び事業者への呼び掛け

区は、区民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【企画経営部、産業経済部、関係各部】

2-4 遺体の火葬・安置

① 区は、国や都から新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、区内の火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。【地域未来創造部】

② 区は、都からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【福祉部】

2-5 その他必要な施策の実施

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【資源環境部】

第３節　対応期

＜目的＞
準備期での対応を基に、区民の生活及び経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、区民の生活及び経済活動の安定確保に努める。

3-1 区民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する区民等及び事業者への呼び掛け

区は、区民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
【企画経営部、産業経済部、関係各部】

3-1-2 心身への影響に関する施策

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。
【総務部、福祉部、こども未来部、教育総務部、関係各部】

3-1-3 生活支援を要する者への支援

区は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
【福祉部】

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【教育総務部】

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

① 区は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しない

よう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【産業経済部、関係各部】

② 区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【企画経営部、産業経済部、関係各部】

③ 区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じる、あるいは生じるおそれがあるときは、区行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
【企画経営部、産業経済部、関係各部】

④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じる、あるいは生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【企画経営部、産業経済部】

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

① 区は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。【地域未来創造部】

② 区は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【福祉部】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

区は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策について周知する。【保健所、産業経済部、関係各部】

3-2-2 事業者に対する支援

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、区民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
【企画経営部、産業経済部、関係各部】

3-2-3 区民の生活及び地域経済の安定に関する措置

区は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、都行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するための措置を講ずるよう必要に応じ要請する。【防災危機管理課】

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	区行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。

季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第2項（同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15

	条の３第１項（感染症法第 44 条の９第１項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び区市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の６に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7（2025）年４月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。

実地疫学専門家養成コース（ＦＥＴＰ）	ＦＥＴＰ（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第 31 条の６第１項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第 27 条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（特措 法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに 限る。）をいう。 区行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の２第１項、第 44 条の７第１項又は第 44 条の 10 第１項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第１項に定める情報等を公表すること。

新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、

	又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行うプロセスをいう。感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能とその影響の程度 ww を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。 情報処理や情報通信に関連する様々な分野における技術・サービスなどの総称。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。ＤＮＡを増幅するための原理であり、特定のＤＮＡ断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。

大田区新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年　月　改定

大田区役所　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話　03-5744-1111（代表）

事務局　大田区総務部防災危機管理課
電話　03-5744-1235
大田区保健所感染症対策課
電話　03-4446-2643